**山陽小野田市乳児等通園支援事業認定申請書**

年　　　月　　　日

　山陽小野田市長　あて

　山陽小野田市乳児等通園支援事業実施要綱第7条第1項の規定により、乳児等通園支援事業の認定を下記のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保護者（申請者） | 住　所 | 山陽小野田市 |
| 　.　.　現在の住所□ 同上（　　　　　　　）市区町村 |
| 氏　名 | （利用児童との続柄　　　） |
| 緊急連絡先 | ①（父携帯・母携帯・自宅）　　　－　　　－②（父携帯・母携帯・自宅）　　　－　　　－ |
| メールアドレス |  |
| 利用児童 | ふりがな |  | 生年月日 |
| 氏　名 |  | 令和　　年　　月　　日 |
| 住　所 | □ 同上 |
| 利用開始希望日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 生活保護の状況 | 受給していない　・　受給中 |
| 申請にあたって同意していただく事項1. 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、企業主導型保育施設を利用している場合は、申請できません。2. 山陽小野田市乳児等通園支援事業の審査に当たって、必要があると認めるときは、公簿等を閲覧し確認することがあります。3. 申請書等に記載した内容は、山陽小野田市乳児等通園支援事業に関する情報として必要と認められる場合に、利用する施設に提供することがあります。4. 1か月の利用時間は10時間が上限です。利用に当たっては、山陽小野田市乳児等通園支援事業キャンセルポリシーを遵守します。5. 申請内容が事実と相違した場合は、山陽小野田市乳児等通園支援事業の利用を取り消すことがあります。6. 利用承認後、承認通知書の内容に変更が生じた場合又は取消しする場合は、速やかに乳児等通園支援事業利用変更（取消し）申請書を提出します。7．利用要件や利用料区分確認のため、世帯状況や課税状況を確認します。 |

（注意事項）

１．利用料は下記のとおりです。

(1) 生活保護法による被保護者世帯　　０円（１児童１時間につき）

(2) 市町村民税非課税世帯　　　　　６０円（１児童１時間につき）

(3) 要保護・要支援家庭　　　　　１５０円（１児童１時間につき）

(4) 上記以外の世帯　　　　　　　３００円（１児童１時間につき）

利用日現在での世帯で判断します。

※ (1)については、被保護者世帯であることの証明書（写し）を添付してくださ

い。

 (2)については、世帯全員が非課税である場合に該当します。

また、対象となる市町村民税は、当該年度分の市県民税です。

年　月　日の住所が山陽小野田市以外であった場合、　　　年　　月　　日の住所地が発行する非課税証明書（世帯全員）を添付してください。